

定期報告対象建築設備等および報告時期

種別	対象	報告時期
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター</li> <li>・エスカレーター</li> <li>・小荷物専用昇降機(フロアタイプのものに限る)</li> </ul> <p>* 住戸内のみを昇降するものを除く * 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に該当するものを除く</p>	<p>毎年 (小荷物専用昇降機は 平成30年度から)</p>
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令第16条第1項に該当する建築物に設けられる防火設備</li> <li>・以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)</li> <li>・ 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)</li> <li>・ 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)</li> </ul> </li> <li>・ 就寝用児童福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設</li> <li>・ 助産所</li> <li>・ 盲導犬訓練施設</li> <li>・ 救護施設、更生施設</li> <li>・ 老人短期入所施設その他これに類するもの</li> <li>・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム</li> <li>・ 母子保健施設</li> <li>・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る)</li> </ul> </li> </ul> <p>* 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く</p>	<p>毎年 (平成30年度から)</p>
準用工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光用のエレベーター、エスカレーター</li> <li>・ 遊戯施設</li> </ul>	<p>毎年</p>